

令和4年8月23日

兵庫労働局長
鈴木一光 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利



当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和4年8月23日貴職から、8月5日付け兵庫県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する兵庫県労働組合総連合議長成山太志ほか2件の異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和4年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。